

訓練延長給付の対象となるために必要な支給残日数

訓練延長給付の対象となるには、訓練受講開始前日までの日数分について支給した後に下記の「必要な残日数」以上支給日数が残っている必要があります。

所定給付日数	必要な残日数	
	給付制限あり	給付制限なし
90日	31日以上	1日以上
120日	41日以上	1日以上
150日	51日以上	31日以上
180日	61日以上	61日以上
210日	71日以上	71日以上
240日	91日以上	91日以上
270日	121日以上	121日以上
300日	151日以上	151日以上
330日	181日以上	181日以上
360日	211日以上	211日以上